

7 環総政第 572 号
令和 8 年 1 月 6 日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都市知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：株式会社 東京精密
代表者：代表取締役社長 C E O 木村 龍一
所在地：東京都八王子市石川町 2968-2

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称)八王子市西工業団地内工場新築工事事業
種類：工場の設置

3 対象事業の位置

八王子市美山町

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地城市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音については、建設機械の日稼働台数が少ないこと、近隣住居までの離隔があるとの理由から予測事項としていないが、計画地周辺は未利用地及び森林に囲まれ、南西側は第一種低層住居専用地域であるなど、一帯の騒音レベルは非常に低いことが予想されるため、建設工事に伴う騒音影響を予測事項とし、その影響が十分に低いことを周辺住民に示すこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。